「著しく」を削り、「該当するもの」の下に「及び各保険者に係る加入者の健康の保持増進のために必要な事業（特定健康診査等を除く。次号において同じ。）の実施状況が十分なものとして厚生労働省令で定める基準に該当するもの」を加え、「百分の百・二三」を「特定健康診査等の実施状況が不十分なものとして厚生労働省令で定める基準に応じ、百分の百から百分の百十の範囲内で厚生労働省令で定める率」に改め、同項第二号中「及び特定健康診査等」を「並びに特定健康診査等及び各保険者に係る加入者の健康の保持増進のために必要な事業」に改める。

附　則

この政令は、平成三十二年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　根本　匠
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

府令

○内閣府令第二十三号

宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）及び宮内庁組織令（昭和二十七年政令第三百七十七号）を実施するため、宮内庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十一年四月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

宮内庁組織規則の一部を改正する内閣府令

宮内庁組織規則（昭和五十五年総理府令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　内部部局（第一条・第二条）	第一章　内部部局（第一条―第三条）
第二章　施設等機関	第二章　施設等機関
第一節　正倉院事務所（第三条―第七条）	第一節　正倉院事務所（第四条―第八条）
第二節　御料牧場（第八条―第十三条）	第二節　御料牧場（第九条―第十四条）
第三章　京都事務所（第十四条―第二十条）	第三章　京都事務所（第十五条―第二十一条）
附則	附則
第一章　内部部局	**第一章　内部部局**
（企画官）	（企画官）
第三条　長官官房宮務課に、企画官二人を置く。	
2　企画官は、命を受けて、宮務課の所掌事務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。	
［条を削る。］	

第二章　施設等機関	**第二章**　施設等機関
第一節　正倉院事務所	**第一節**　正倉院事務所
第三条～第七条　［略］	**第四条～第八条**　［同上］
第二節　御料牧場	**第二節**　御料牧場
第八条～第十三条　［略］	**第九条～第十四条**　［同上］
第三章　京都事務所	**第三章**　京都事務所
第十四条～第二十条　［略］	**第十五条～第二十一条**　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行の日（平成三十一年四月三十日）の翌日から施行する。

省令

○農林水産省令第三十九号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第四十一条第一項及び第二項の規定に基づき、日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月二十四日

農林水産大臣　吉川　貴盛

日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（格付の表示の除去等を行う農林物資）	（格付の表示の除去等を行う農林物資）
第七十二条　法第四十一条第一項の農林水産省令で定める農林物資は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の農林水産省令で定める事由は、当該農林物資について同表の下欄に掲げるとおりとする。	**第七十二条**　法第四十一条第一項の農林水産省令で定める農林物資は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の農林水産省令で定める事由は、当該農林物資について同表の下欄に掲げるとおりとする。
（略）　（略）	（略）　（略）
人工種苗生産技術による水産養殖産品　（略）	人工種苗生産技術による水産養殖産品　（略）
障害者が生産行程に携わった食品　一　障害者が携わった主要な生産行程が明らかでなくなること。 二　上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。	（新設）　（新設）